

第16回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年10月5日(火)午後1時30分より、第16回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平 4番 中林 和夫 5番 山崎 省吾 6番 井内 英樹
8番 中西 秀友 9番 辻 四一郎 10番 吉田 利一 11番 今村 正喜
12番 小島 佳剛 14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

2番 多田 岳史 3番 徳田 明子 7番 多羅尾 英樹 13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 北村 嘉朗

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

| | |
|----------|---|
| | (午後 1 時 3 0 分 開会) |
| 局 長 | <p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は多田委員、徳田委員、多羅尾委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、江口推進委員、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>会議に先立ちまして、ご報告します。本日の会議について、傍聴の申し出があり、これを認めておりますのでご報告いたします。</p> <p>それでは、ただ今から、第 1 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、中西委員、今村委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、徳田委員、辻委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p> |
| 局 長 | <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲渡人は高齢のため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も保有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 辻会長職務代理者 | <p>報告します。去る 9 月 2 7 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>番号1の檳島町の利用状況につきましては、不作付地で、一部は畑でネギが植わっておりました。全体的にきれいに耕起されておりました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p> |
| <p>局長</p> | <p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、前回に続き、隣接地でのキャンプ場整備計画を進めるにあたり、駐車場用地として転用するものです。雨水は自然浸透となります。</p> <p>なお、前回ご質問がありました施設の全体計画については、将来的に事業がうまくいけば、拡張することも視野には入れておられるようですが、現時点で確定しているのは当該土地までとお聞きしております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p> |
| <p>辻会長職務代理者</p> | <p>報告します。去る9月27日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の西笠取の利用状況につきましては、不作付地で、少し草が生えている状態でした。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> |

| | |
|----------|--|
| 北浦委員 | <p>地元委員として補足いたします。当該地は、前回第5条申請がなされた土地の隣になります。</p> <p>以前は畑を作られていましたが、最近になってやめられており、その後隣接地に駐車場の話が来たので、一緒に買ってもらうことにしたと聞いております。</p> |
| 議 長 | <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p> |
| 局 長 | <p>それでは、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>いずれも機構集積でない利用権設定に関するもので、現在設定している利用権の更新となります。</p> <p>番号1及び2につきましては、同一借人によるもので、本年11月1日から3年間の賃貸借、番号3につきましては、本年12月22日から約5年間の賃貸借となっております。</p> <p>以上3件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 辻会長職務代理者 | <p>報告します。去る9月27日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町、並びに番号2の伊勢田町及び の利用状況につきましては、一体の田で、不作付地ですがきれいに保全管理されていま</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>した。</p> <p>番号3の西笠取 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、ビニールハウスでイチゴが植えられていました。一部は露地でプチトマトが植えられていました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> |
| 小島委員 | <p>番号1と2は農用地ですが、利用状況は不作付地なんですか。少し心配なんですけど、以前から賃貸借されていて、現況が不作付地では周りに迷惑がかかる元になるのではないのでしょうか。いつ頃から不作付地の状態なんですか。</p> |
| 議長 | <p>数日前に当該地の前を通って見てたんですけど、草は刈られ、耕起済でした。</p> |
| 中林委員 | <p>冬野菜を作付されているなら、夏場は何も植えられていないのかもしれない。</p> |
| 辻会長職務代理者 | <p>周りも畦もきれいに管理されていました。</p> |
| 小島委員 | <p>周りに迷惑が掛かっていないなら良いんですけど、賃貸借されていてこの度更新されるとのことですので、何か作付をしてもらいたいと思います。そのように借人をお願いできないでしょうか。農用地をずっと不作付地で借りられているのは少し変だと思います。</p> |
| 議長 | <p>仰るとおりですが、当該地は何か作付されていたんじゃないかと思います。</p> |
| 山本委員 | <p>私も当該地の前をよく通りますが、大抵は何か植わっています。</p> |
| 小島委員 | <p>少し心配でしたが、そういったことなら安心しました。</p> |
| 議長 | <p>農振農用地ですので、不作付地から荒廃農地にならないようにとのご心配は理解しております。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> |
| 局 長 | <p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、貸露天資材置場として整備するための転用で、隣接農地の同意書も添付されております。</p> <p>番号2につきましては、長屋住宅を14戸建設するための転用で、令和3年9月17日付で都市計画法第29条の許可が下りています。</p> <p>番号3につきましては、露天駐車場として整備するための転用ですが、一部については、農地法を知らずに、平成23年頃から露天駐車場として利用されていたことから顛末書が提出されております。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> |
| 今村委員 | <p>番号3は台帳地目が田になっていますが、私の知る限り田だったことはなく、大分古くからずっと雑種地だったように思います。</p> |
| 議 長 | <p>台帳と現況が違う土地は沢山あります。例えば巨椋池干拓田の中は、ほとんど元は田だと思えますが、キャベツ等植えて畑をされているところもあります。農地としてちゃんとやっていたら田畑の違いでは特段言うことはありませんが、違うことをやっていたら問題になりますね。</p> |
| 山本委員 | <p>いつから転用されていたんですか。</p> |
| 局 長 | <p>平成23年頃から、露天駐車場にされていたと聞いております。</p> |
| 山本委員 | <p>そこまで昔ではないんですね。</p> |

| | |
|----------|---|
| 局 長 | 駐車場以前はどうだったのか分かりません。 |
| 議 長 | 所有者は他に農地を持っていないんですか。 |
| 局 長 | この土地以外にはお持ちではありません。 現所有者は平成 21 年に相続されていますので、それ以前となると先代になります。 |
| 議 長 | 農地からの転用は、おそらく先代がしたことでしょう。ただ、相続されたならそのときに届出があっても良かったのではと思います。 |
| 社会長職務代理者 | 税金は現況で評価されています。課税するときに教えてくれたら良いですが、そんなこともありません。 |
| 山本委員 | 例え登記地目が田畑であっても、何かが建っていたり資材置場や駐車場になっていたりしたら、評価は現況に沿ったものになりますね。税務署は登記通りの地目では評価しません。 |
| 局 長 | 相続人から連絡がない限りは、農業委員会としては話に出すことができません。相続が終わってから、現所有者が一部を駐車場に整備されたとのことで顛末書が出されておりますので、相続前の状況がどのようなものだったのかは把握しておりません。 |
| 議 長 | 市街化区域で生産緑地も受けられていないので、税金は宅地並みに課税されているはずですよ。 |
| 山本委員 | 書類上の農地として残っていただけですね。 |
| 議 長 | 他にご意見等はございませんか。 なしの声 |
| 議 長 | ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 |

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____